



働き方改革関連法施行まで

あと1ヶ月

何がどう変わる！？

私たちの仕事に及ぼす影響とは！？

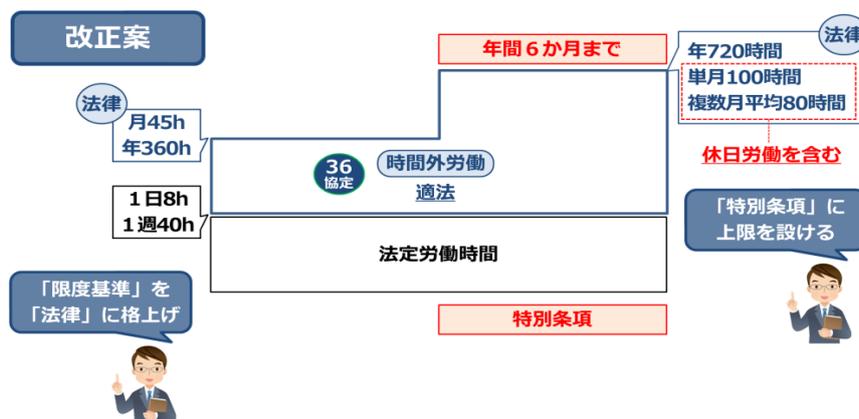
来月4月1日より【働き方改革関連法】が施行されます。【働き方改革】って何と聞かれ説明できる方がどれだけいるでしょうか。一部の工場では事前に勉強し来たる4月の法改正に向けて準備を進めている処もあります。法改正まであと1ヵ月となり残された時間は僅かかもしれませんが、後々「何も知らなかった」、「準備していない」じゃ済まされませんので簡単に説明します。

【働き方改革】では、「残業時間の上限規制」「有給休暇の取得の義務化」「フレックスタイム制の見直し」「インターバル制の普及促進」「高度プロフェッショナル制度」「同一労働・同一賃金の実現」「中小企業への割増賃金率の猶予措置の廃止」「産業医の権限強化」の8つの制度が変わり、一部罰則化になります。今回は、この内一番皆さんに関係するであろう「残業時間の上限」「有給休暇取得の義務化」について説明します。

【残業時間の上限規制】について

これまでも使用者(会社)と従業員代表との間で、36協定を結びこれを労働基準監督署に届け出る事により月45時間、年360時間までを基準とし残業を認めていました。(但し、繁忙期等の特別な事情の場合は年6ヵ月以内であればこの限りでない。)しかし、これはあくまで基準であり法的効力はありません。ガイアテックにおいては、各工場毎に工場の代表従業員(工場長以外)と会社で36協定を締結し、これを各地区の労働基準監督署に届け出てあります。

今回の法改正において、この基準が月45時間・年360時間はそのまま法律化され、これに違反すると労働基準法違反となり、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。(但し、特別な事情の時は年間6ヵ月以内で月100時間、複数月の平均で80時間以内かつ年累計が720時間までは可能。)



※ここでの残業とは、土・日・祝日の休日出勤も含まれます。

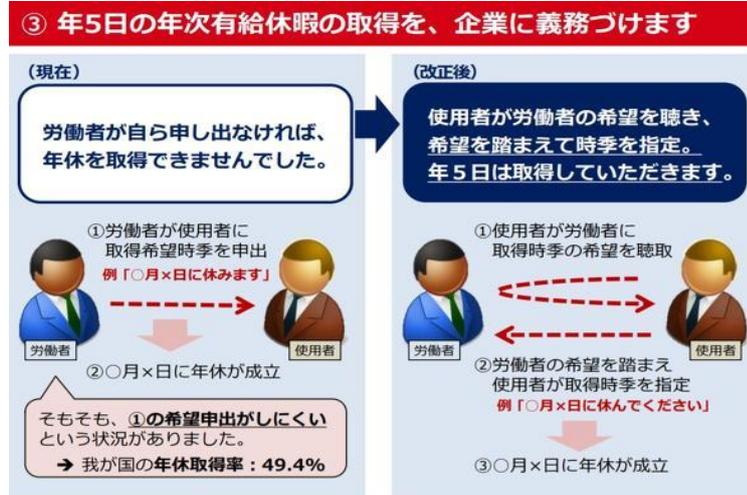
【有給休暇の取得の義務化】について

使用者は、【10日以上有給休暇が付与される労働者】に対して**最低5日間（計画有給を含む）は毎年、時期を指定して与えなければならないこと**になります。

これは、働き過ぎを防止するため「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現しようという考えから生まれた措置だそうです。

ガイアテックとしては、昨年よりリフレッシュ休暇制度を導入し、リフレッシュ休暇と合わせて有給を取得をするなどして有給の取得率は上がってきつつあります。

これも、**違反すると残業規制と同様に6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金という罰則**があります。



いずれにおいても罰則を受けるのは会社の代表ではなく各事業所の代表つまりは各事業長及び工場長と言うことになります。

他にも努力義務として勤務の終業時間と始業時間の間に一定時間（10時間以上）インターバルを置くことを定める制度も施行されます。（努力義務で罰則はなし。）

このように4月から新たなルールの中で日々の業務を行わなければなりません。これまで通りと言うわけにはいかないとすることが多々出てくるでしょう。

今後は、新制度に適合するよう就業規則を見直し、各工場においてはまずは誰がいなくても支障がでないよう全従業員がオールマイティに仕事出来るよう訓練や資格取得を積極的に行ってもらうことが重要になってきます。また工場や事業部の垣根を越えて協力することも必要でしょう。何よりも**“ダラダラした作業をしない・させない” “ムダな残業・休日出勤をしないさせない”**事が重要です。今まで以上に各事業長・工場長は責任と管理能力が問われます。

また営業職の営業力も同様に重要で、建設業とは施行時期が違う点もあるので難しい部分もあるかとは思いますが、工場とのやり取りを密にし【報・連・相】を確実にし、**お客様の要望に応える事も大切ですが、今後は会社と仲間を守る営業が最優先になります。**

全社員一丸となって力を合わせて新しい時代にあった会社作りを行っていきましょう!!

<制度別の影響業務範囲一覧>

制度名	強制力	施行日	影響業務範囲				
			①勤務実績	②就労申請	③照会	④集計	⑤分析
残業時間の上限規制	義務(罰則)	2019年4月 <small>(※業種・規模により異予期間有)</small>	○	○	○	○	○
有給休暇の取得を義務化	義務(罰則)	2019年4月		○	○		○
フレックスタイム制の見直し	—	2019年4月	○		○	○	○
インターバル制の普及促進	努力義務	2019年4月	○		○	○	○
高度プロフェッショナル制度の新設	—	2019年4月	○	○	○	○	○
同一労働・同一賃金の実現	義務	2020年4月 <small>(※業種・規模により異予期間有)</small>	○	○	○	○	○
中小企業での残業60時間超の割増賃金率引き上げ	義務	2023年4月				○	○
産業医の権限強化	義務(罰則)	2019年4月			○	○	○

※ 勉強不足な点も多々ありますので内容に誤りがあるかもしれません。

環境安全室より

～For further safety きらなる安全を～

みなさん、道床バラストって知ってますか？

道床バラストとはJRや市電の線路の下に敷き均してある砕石（60～20mm）のことです。

ガイアテックでは、主に高城工場で採取される砂岩を用い、岩元工場で破碎・生産し出荷を行っています。（以前は、川辺工場でも生産・出荷をしてました。）

主な出荷先は、九州新幹線川内車両基地、鹿児島本線及び指宿枕崎線を管理する鹿児島工務センターと肥薩線を管理する国分工務センターです。

現在鹿児島県内で道床バラストの生産・出荷を行っているのは、鹿児島市の島津興業とガイアテックの2社だけで、九州地区でも11社15工場と決して多くはありません。

そんな事情があつてか今回、2月1日及び21日の2日間熊本市南区にあるJR九州熊本総合車両所(新幹線)まで道床バラストを納入に行ってきました。県外に道床を納入するのは初めてでした。



JR九州 熊本総合車両所

【 JRは安全意識が高い!! 】

毎日多くの方がJRを利用し、通勤・通学又は旅行等されます。そんなお客様に絶対迷惑をかけないようにJR独自のルールを創り、安全最優先で運行及び保守・点検をされています。

JRの保守・点検作業時は事前に作業時使用する器具や材料を1つずつ確認表に記載し監督員に提出しなければなりません。万一作業終了時に確認表と数字が合わない時は見つかるまで探すそうです。これは無くなった物が原因で事故やトラブルが発生する恐れがあるからだそうで、どこの業者の持ちものか一目で分かるように印を付けることも義務づけられています。またレールの点検時は約60cm間隔(下写真参照)で枕木に固定しているボルトを定期的に1つずつ腐食やゆるみ等の点検を行っているそうです。他にも多くの作業がありますその全てにおいて“列車を止めない”という信念のもと高い安全意識を持って日々作業されています。これは私たちにの日々の業務においても同じ事が言えると思います。お客様に迷惑を掛けたくないという気持ちを持ち日々の確実な点検作業を行い突発の修理が無いようにすることと業者任せにすることなく自分たちで使う物は自分たちの目や耳できちんと確認を行うよう、全社員一人一人が心がけましょう。

ご安全に・・・

【 製造企画課 奥園 幸一 】



枕木に設置してあるレール



コンクリート床板に設置してあるレール

各部署・各工場の紹介

～志布志工場～

ガイアテックには、関連工場を含め17の工場と幾つかの部署があります。
第8回目は、ガイアテック最東の工場で唯一県外にも出荷している【志布志工場】について紹介します。

志布志工場は、志布志市の東部で宮崎県串間市にほど近い処にある砕石工場です。

主に路盤材の生産・出荷と産業廃棄物の受入及び処理を行っている工場です。

志布志工場のメンバーとしましては、現場職：5名、出荷・事務職：1名の計6名の少数精鋭のメンバーで日々の業務に取り組んでいます。

大隅地区の工場はどこも人数が少なく、要請があれば大隅工場や高山マテリアルに応援に出すこともあったりしますので、志布志工場としては工場を止めないように全従業員が各重機やプラントの操作が一通り出来るよう日々努力精進しています。

志布志地区では、都城志布志道路や東九州自動車道の建設が着々と進んでいます。このような大規模な工事等への出荷も見えている中、昨年新しいプラント設備を導入していただきました。

ジョークラッシャー(REXE JAW)とジャイレートリクラッシャ(ウルトラコース)の2種の機械を導入して頂き、お陰様で以前のジョークラッシャーの時は自分たちの手でセット調整を行い一連の作業に2～3時間掛っていましたが、今度の機械はリモコンのボタン操作だけで調整出来るようになり10分程度の作業時間で出来るため随分時間短縮にもなり、従業員皆が本当に感謝しております。

これからも少人数ではありますが皆で一致団結し協力し合いながら安全第一で日々の業務に取り組んで行きたいと思えます。



志布志工場のメンバー

【志布志工場 工場長：鈴木 範寛】



REXE JAW (左) とジャイレートリクラッシャ (ウルトラコース) (右)